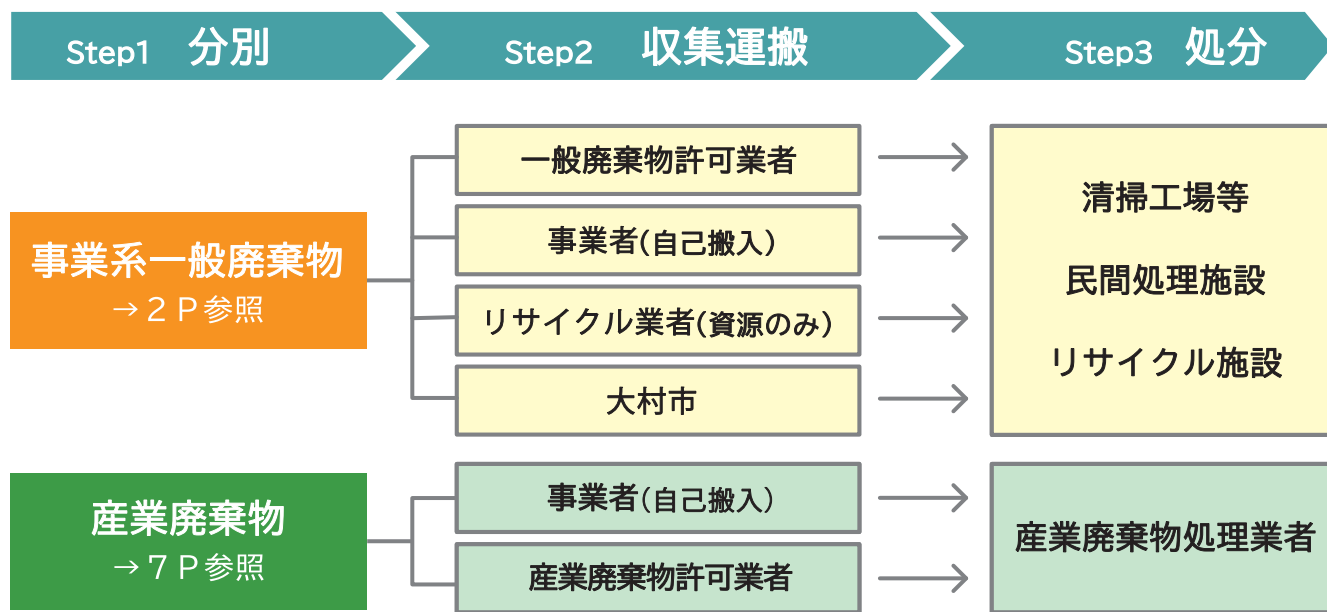


廃棄物処理の流れ

廃棄物処理の流れ

事業系ごみは、次のような流れで処理されます。事業者の皆さんには、それぞれのステップに応じた適切な対応をお願いします。



1 自ら市の処理施設に搬入する場合

事業者自ら環境センターに搬入する場合、手数料（9 P 参照）が必要です。

また、搬入できるごみは、原則として資源化できるものを除く一般廃棄物で、その発生場所が大村市内であるものに限られますので、他市町村のごみは搬入できません。

2 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合

委託業者を選ぶときは下記のことにご注意しましょう。

- 市 of 許可業者であることを確認するために、必ず許可証と有効期限を提示させてください。
- 事業系一般廃棄物の収集運搬を受託した業者は、他の業者への再委託が禁止されています。契約に際しては、委託内容を遂行できる車両と台数を有していることを確認してください。
- 契約は書面で締結してください。
- 市のホームページで、一般廃棄物収集運搬業者を確認できますので参考にしてください。

